

発議案第 9 号

奥州市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第14条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 5 年 2 月 10 日

提出者	市議会議員	藤 田 慶 則
賛成者	市議会議員	小 野 優
同	同	高 橋 晋
同	同	高 橋 浩
同	同	千 葉 康 弘
同	同	千 葉 敦
同	同	廣 野 富 男
同	同	阿 部 加代子
同	同	中 西 秀 俊
同	同	今 野 裕 文

奥州市議会議長 菅原 由和 様

提案理由

奥州市議会政務活動費収支報告書の様式について、奥州市議会政務活動費の交付に関する規則で定めることとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奥州市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年奥州市条例第332号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「奥州市議会政務活動費収支報告書（別記様式。」を「まとめた報告書（」に、「により、翌年度」を「を翌年度」に改める。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項の規定は、令和5年度分の政務活動費に関する収支報告書の提出から適用し、令和4年度分の政務活動費に関する収支報告書の提出については、なお従前の例による。